

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成二十一年一月十五日

広島県収用委員会

一 送達を受けるべき者

清水常三郎相続人

榑崎綾子 千葉県船橋市西習志野二丁目三番一七―二〇二号

石井文人 兵庫県伊丹市寺本一丁目四四番地 すばるハイツ一〇四号

石井浩明 東京都江戸川区江戸川二丁目八番地

二 送達すべき書類の名称

高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線新設工事（広島県尾道市木ノ庄町木梨字坂本地内から同市御調町貝ヶ原字千疊敷地内まで及び同県世羅郡世羅町大字川尻字頓迫地内から同町大字川尻字大仙山地内まで）に係る土地収用事件の裁決書正本

三 土地等の表示

所在	地番	地目		地積		収用する土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
広島県尾道市御調町大字城山	一〇三八番五	墓地	墓地	四〇	四〇・三三三	四〇・三三三
広島県尾道市御調町大字城山	一〇三九番二	墓地	山林	一六	一六・一一一	一六・一一一

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木局総務管理部土木総務課

広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、平成二十一年一月二十八日をもって、その書類の送達があったものとみなされます。